

岡谷市公共施設のあり方検討市民会議設置要綱

(設置)

第1条 岡谷市行財政改革プランの取り組みのなかで、公共施設のあり方を検討するに当たり、市民の幅広い意見を反映させるため、市民との協働によって検討する会議機関として、岡谷市公共施設のあり方検討市民会議（以下「検討市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討市民会議所掌事項は、公共施設のあり方について、市に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 検討市民会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 一般公募者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、岡谷市の公共施設のあり方の方針決定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討市民会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討市民会議は、委員長が招集し、委員長が座長となる。

2 検討市民会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ、関係する者に検討市民会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討市民会議の庶務は、総務部企画課が行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討市民会議の運営等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 6 月 5 日から施行する。